



青森県報

号外第三十六号

平成十四年三月三十一日(日曜日)

目次

条例

- 青森県県税条例の一部を改正する条例 (税務課) : 一
- 青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (同) : 二

条例

附則第三条の三中「三十万円」を「三十六万円」に改める。
 附則第七条第一項中「第四項第一号」を「第三項第一号」に、「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「の百分の二に相当する金額」に改め、各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「附則第三十四条第四項第二号」を「附則第三十四条第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項第三号及び第四号中「附則第三十四条第五項」を「附則第三十四条第四項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第七条の二第一項中「前条第一項各号及び同条第一項」を「前条第一項」に改める。

附則第七条の三第一項中「(同条第一項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項」に改める。

附則第八条第一項第一号中「附則第七条第四項第一号」を「附則第七条第三項第一号」に改め、同条第二項中「附則第三十四条第四項第一号」を「附則第三十四条第三項第二号」に改め、同条第四項中「附則第七条第四項」を「附則第七条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「附則第三十四条第五項」を「附則第三十四条第四項」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「払込み」の下に「(これらの株式の発行に際してするものに限る。)」を加える。

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
 第九十一条第一項第一号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」を「が新築された場合(当該取得をした者(以下本号において「取得者」という。)が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該条例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。)」に改める。

「附則第十六条の二」の六第十一項に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令附則第十六条の二の六第十一項に規定するものの取得（第三項又は法附則第三十二条第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第百九十三条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで 百分の一

二 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の〇・一

附則第十二条第一項中「土地を取得した者が」を「土地が取得され、かつ、」に、「を新築した」を「が新築された」に改める。

附則第十二条の三第一項中第一号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 土地を取得した日から三年以内に当該土地の上に住宅が新築された場合（当該取得をした者（以下本号において「取得者」という。）が当該土地を当該住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限り、次号又は第三号に該当する場合を除く。）

附則第十二条の三第四項中「第一項第一号」を「第一項第一号又は第二号」に、「附則第十二条の三第一項第一号」を「附則第十二条の三第一項第一号又は第二号」に改め、「これら」とあるのは「同号」とを削る。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について

適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第十二条第四項及び第六項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 施行日前の改正前の青森県県税条例附則第十二条第五項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

青森県知事 木村守男

青森県条例第五十六号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「租税特別措置法」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第七条第七項又は第二十三条第十項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」に改める。

第五条中「二千八百万円」を「三千万円」に、「第十二条第一項の表第二号又は第

四十五条第一項の表第一号」を「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号中「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第二号」を「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」に改める。

第八条第一号中「第十二条第一項の表第四号又は第四十五条第一項の表第四号」を「第十二条第一項の表第三号又は第四十五条第一項の表第三号」に改める。

第十二条第二項第一号中「第十二条第一項の表第三号又は第四十五条第一項の表第三号」を「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税の特別措置に関する条例第五条の規定は、平成十四年四月一日以後に工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前に工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島一丁目二番二号 青森県	発行所・发行人
定価小口一枚三付十七円八十五銭	青森市吉川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人